

家族が逮捕されてしまった場合① どうやって事情を知る？(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、ご家族が逮捕されてしまった場合、どうするかというお話をさせていただきます。

まず、ご家族が逮捕されたという連絡を警察から受けた場合、まず何が起こったのかを知りたいと思います。

ただ、警察の人は、概要は教えてくれるかもしれませんが、詳細は教えてもらえないことがあります。

では、本人さんに面会して聞けばいいか、というと、そういうわけにもいきません。

一般の人の面会は禁止になっていることもありますし、面会時間も限られています。

しかし、弁護士であれば、基本的に自由に、逮捕された人と、面会を行うことができます。ここが大きな違いです。

ですので、弁護士に依頼して、弁護士が逮捕されているご本人さんに面会をして、事情を聞くということが必要になります。

面会については、信頼されている弁護士がいらっしゃれば、その弁護士に依頼してもよいですし、逮捕された場所の弁護士会に連絡をして、1回無料の当番弁護士の出動を要請することもできます

もっとも、すでに逮捕されたご本人が当番弁護士を要請したり、自分が知っている弁護士に依頼することもあります。そういう場合には、その弁護士からご家族の方に状況の報告があるかと思います。もちろん、ご家族に知らせないでくださいということもあるかもしれませんが、必ず連絡があるというわけではありません。

そして、弁護士から事情を聞いた上で、ご家族の方が、弁護士に正式に事件を依頼するかを決めていただくことになります。

もちろん、逮捕されたご本人がすでに弁護士に依頼していることもあると思います。

この点も、ご本人さんやご家族の方に、例えば依頼したいという弁護士がいらっしゃれば、その弁護士にその後の弁護活動を依頼することもできます。これを私選弁護といいます。

でも、ご本人さんが、(現在は50万円と決まっていますが)50万円という財産をもっていない場合には、「逮捕」の後の「勾留」という段階になれば、ご本人が、国選弁護人を頼むことができます。